

四日市市告示第⁴²⁰号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する
指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月23日

四日市市長 森 智 広



1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称	所在地
株式会社 DG フィナンシャル テクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル 10F

2 指定をした日

令和6年4月23日

3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類

ふるさと応援寄附金

4 指定納付受託者が歳入の納付事務を行うことができる期間

令和6年6月3日から令和7年3月31日まで

（政策推進部広報マーケティング課）